

低入札調査基準価格等の見直しと失格基準価格の導入

(1) 導入理由

国のダンピング受注対策における低入札調査基準価格の見直しや、本市におけるこれまでの低入札価格調査の検証を踏まえ、より適切なものとするため、現在の低入札調査基準価格及び最低制限価格の設定基準の見直しを行い、今回、国の見直しを受けて改正された中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに準拠し、低入札調査基準価格及び最低制限価格の算出方法を変更いたします。また、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかを判定するための数値的判断基準として失格基準価格を導入します。

(2) 算出方法（低入札調査基準価格及び最低制限価格同じ）

低入札調査基準価格＝直接工事費×9.5/10＋共通仮設費×9/10＋現場管理費×6/10＋一般管理費×3/10

但し、予定価格の8/10から2/3の範囲内

失格基準価格＝低入札調査基準価格－予定価格×0.05

(3) 対象工事

低入札調査基準価格設定工事 予定価格が5千万円を超える工事

最低制限価格設定工事 予定価格が5千万円以下の工事

但し、緊急を要する場合や仕様書発注等、それぞれの金額を設定することが適当でない場合には、上記設定を行わないことができます。

(4) 施工体制の強化について

低入札価格で入札し、調査の結果、落札者と決定した受注者は、監理技術者（主任技術者）とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めます。併せて施工中での施工体制のチェックを強化いたします。

(5) 導入時期

平成21年度の入札より導入します。